

各

都道府県知事 指定都市市長 中核市市長

 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布について（通知）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 28 号）については、本日付で公布されたところである。（別紙）

この省令の主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係者、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないよう御配意願いたい。

記

1 省令の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）の施行に伴い、関係省令の整備等を行うもの。

2 主な内容

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）の一部改正

（1）重度訪問介護関係

重度訪問介護を提供する居宅に相当する場所として厚生労働省令で定める場所は、病院診療所、介護老人保健施設及び助産所としたこと。

なお、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 30 年厚生労働省令第 30 号）により、介護医療院が追加される。

（2）就労定着支援関係

① 就労に向けた支援として厚生労働省令で定めるものは、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援とし、これらを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者を就労定着支援の対象としたこと。

② 就労定着支援の利用できる期間として厚生労働省令で定める期間は、3 年間としたこと。

③ 厚生労働省令で定める便宜は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整、障害者が雇用されることに

伴い生ずる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援としたこと。

(3) 自立生活援助関係

- ① 自立生活援助の対象として、施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者その他の厚生労働省令で定める障害者は、居宅における自立した日常生活を営むために自立生活援助において提供される援助を要する障害者であって、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該障害者の家族等による居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にあるものとしたこと。
- ② 自立生活援助の利用できる期間として厚生労働省令で定める期間は、1年間としたこと。
- ③ 厚生労働省令で定める援助は、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問等の方法による障害者等に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、指定特定相談支援事業者、医療機関等との連絡調整その他の障害者が居宅における自立した日常生活を営むために必要な援助としたこと。

(4) 指定事務受託法人関係

- ① 市町村等事務を適正に実施できると認められる要件として、以下を定めることとしたこと。
 - (a) 当該事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - (b) 法人の役員又は職員の構成が、当該事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - (c) 当該事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって当該事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - (d) この他、当該事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。
- ② 指定事務受託法人の指定の申請を行う申請書に記載する事項及び申請書に添付する書類を定めたこと。
- ③ 指定事務受託法人は、当該法人の主たる事務所の所在地や当該事務所の管理者等に変更があったときは、当該変更に係る事項について、当該指定事務受託法人の市町村等事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならないこと。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとしたこと。
- ④ 市町村又は都道府県が指定事務受託法人に事務の委託を行ったとき又は委託を解除したときは、以下について公示を行わなければならないこととしたこと。
 - (a) 当該委託に係る市町村等事務受託事務所の名称及び所在地
 - (b) 委託する指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
 - (c) 委託開始又は終了の予定年月日
 - (d) 委託する事務の内容
- ⑤ 事務の運営に関する基準について、以下のとおり規定を整備したこと。
 - (a) 事務所ごとに管理者を置かなければならないこと。
 - (b) 当該事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならないこと。
 - (c) 自ら実施した事務に対する対象者からの苦情に迅速かつ適切に対応する

とともに、当該苦情の内容等を記録しなければならないこと。

(d) 職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないこと。

(5) 高額障害福祉サービス等給付費の支給対象拡大（対象者の要件）関係

- ① 65歳に達する日の前日の属する月において要保護者であって厚生労働省令で定めるものは、65歳に達する日の前日の属する月において、令第17条第1号から第3号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となった者であって、同条第4号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となったものとしたこと。
- ② 障害福祉相当介護保険サービスのあった月において要保護者であって厚生労働省令で定めるものは、障害福祉相当介護保険サービスのあった月において当該障害福祉相当介護保険サービスに係る同項に規定する高額障害福祉サービス等給付費が支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるものとしたこと。
- ③ 厚生労働省令で定める障害の程度は、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第3号から第7号までに掲げる区分及びこれらに準ずる障害程度区分としたこと。
- ④ 高額障害福祉サービス等給付費の支給申請に係る手続について、所要の改正を行ったこと。

(6) 情報公表対象サービス等の利用に関する情報の報告及び公表関係

- ① 事業所等がその管轄都道府県知事に情報公表対象サービス等を報告するときは、災害その他都道府県知事に対し情報公表対象サービス等を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者以外のものについて、都道府県知事が定めるときとしたこと。
- ② 報告は、都道府県知事が定めるところにより行うものとしたこと。
- ③ 公表するサービスの内容は、情報公表対象サービス等の提供を開始しようとするときにあっては別表第一号に掲げる項目に関するものとし、同項の厚生労働省令で定めるときにあっては別表第一号及び別表第二号に掲げる項目に関するものとしたこと。
- ④ 都道府県知事は、報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとしたこと。

ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第76条の3第3項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもって、当該報告の内容を公表したものとすることができることとしたこと。

- ⑤ 都道府県知事が、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会の確保に資するため、公表を行うよう配慮する、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）は、都道府県知事が定めるものとしたこと。

別表第一号

- 一 法人等に関する事項
- 二 当該報告に係る情報公表対象サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
- 三 従業者に関する事項

- 四 情報公表対象サービス等の内容に関する事項
- 五 当該報告に係る情報公表対象サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項

別表第二号

- 第一 情報公表対象サービス等の内容に関する事項
 - 一 情報公表対象サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置
 - 二 利用者本位の情報公表対象サービス等の質の確保のために講じている措置
 - 三 相談、苦情等の対応のために講じている措置
 - 四 情報公表対象サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置
 - 五 情報公表対象サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携
- 第二 情報公表対象サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項
 - 一 適切な事業運営の確保のために講じている措置
 - 二 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置
 - 三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置
 - 四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置
 - 五 情報公表対象サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置
- 第三 都道府県知事が必要と認めた事項

二 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）の一部改正

（1）居宅訪問型児童発達支援関係

- ① 重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態は、以下の各号のいずれかに該当する状態とし、重度の障害の状態又はこれらの状態にあり、かつ児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児を居宅訪問型児童発達支援の対象としたこと。
 - 一 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態
 - 二 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態
- ② 厚生労働省令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施としたこと。
- ③ 居宅訪問型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けるための申請手続を整備したこと。

（2）保育所等訪問支援関係

保育所等訪問支援を行う児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものは、乳児院及び児童養護施設としたこと。

（3）総量規制関係

- ① 量を定めて指定を行う障害児通所支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービスとしたこと。
- ② ①の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の変更の申請手続について所要の改正を行ったこと。

（4）情報公表対象サービス等の利用に関する情報の報告及び公表関係

2の一の（6）と同様に、情報公表対象サービス等の利用に関する情報の報告及

び公表に関し必要な規定を整備したこと。

(5) 指定事務受託法人関係

2の一の(4)と同様に、指定事務受託法人の要件等に関し必要な規定を整備したこと。

三 その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

3 施行期日等

平成30年4月1日。なお、所要の経過措置を規定した。